

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会委員長に対する 開示請求の決定について	平成26年1月23日 国家公安委員会会務官
<p>(略)</p>		

1 改正の概要（女性警察官制服上衣の制式の変更）

女性警察官冬服及び合服の上衣の両側腰部に、拳銃及び警棒を取り出しやすくするため、貫通口を設けることができるように改める。

この場合において、ファスナを付ける等して、当該貫通口を外部から直接見ることができないようにするか又は当該貫通口を塞ぐことができるものとしなければならないこととする。

2 改正の理由

○ 第一線の業務改革に関する要望において、女性警察官冬服及び合服の上衣には、腰部に男性警察官のような貫通口がない（ポケットになっている。）ことから、

- ・ 拳銃等を着装した部分が盛り上がり外見上非常に見栄えが悪い
- ・ 拳銃を取り出す際に、制服の裾の部分をまくる動作が必要となり、取り出しが遅れば女性警察官の命に関わる

ため、男性警察官と同様に貫通口を設けるべきであるという意見があったこと。

○ 女性警察官の服制について、都道府県警察の制服勤務の女性警察官500名に対してアンケート調査を実施した（平成24年4月）ところ、「拳銃を取り出しやすくするために制服上衣の腰部に貫通口を設ける又はそれに代わる方法をとる必要性がある」という意見があったこと。

○ 今後、女性警察官の採用数の増加に伴い、第一線に勤務する女性警察官が増加することが見込まれることから、女性警察官が使いやすい装備資機材の整備が求められていること。

から、これらの意見・要望を採り入れる必要があると判断し、警察官の服制に関する規則を改正するに至ったもの。

3 今後の予定

公布：平成26年2月12日（予定）

施行：平成26年2月12日（同日付け）

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について</p>	<p>平成26年1月23日 保安課</p>
-----------------------------------	--	---------------------------

1 趣旨

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成26年1月24日(金)から平成26年2月22日(土)までの30日間

3 改正案の概要

(1) 遊技料金に関する基準等の改正(規則第35条関係)

消費税等の税率の引上げに伴い、ぱちんこ屋等の遊技料金の基準について、当該引上げを反映させるなど、所要の改正を行う。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
(遊技料金等の規制)

第十九条 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度(まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金)に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

(2) その他所要の改正

4 施行期日

平成26年4月1日

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号。以下「改正法」という。）の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成26年1月24日（金）から平成26年2月22日（土）までの間

3 主な内容（別添資料参照）

(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案の概要（別紙1）

ア 一定の病気等に係る運転者対策の推進として、特定取消処分者について、取得時講習を免除すること等を定めるとともに、運転免許の暫定的停止を行うことができることについて定めるなどする。

イ 環状交差点における交通方法の特例に関する規定の整備として、環状交差点における合図の時期及び方法について定めるとともに、環状交差点における違反行為に付する点数及び反則金を定めるなどする。

ウ その他、原子力災害防止の応急対策のため使用する自動車の緊急自動車への追加、放置違反金収納事務の委託に関する規定の整備等所要の規定を整備する。

(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案の概要（別紙2）

ア 一定の病気等に該当するかどうかの判断に必要な質問をするための質問票の様式を定めるとともに、報告徴収の方法及び報告書の様式を定めることとする。

イ 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習のうち、運転シミュレーターを使用することとされていた教習の一部について、実車を使用することができることとする。

(3) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則（別紙3）

(2)イに伴い、所要の規定を整備する。

4 施行期日

(1) (2)及び(3)以外のものについては、改正法の施行の日（改正法の公布の日（平成25年6月14日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成26年6月1日を予定））から施行する。

(2) 緊急自動車の追加については、公布の日から施行する。

(3) 環状交差点に関する規定の整備については、改正法の施行の日（改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成26年9月1日を予定））から施行する。

公安委員会 説明資料No. 5	契約における実質的な競争性の確保に関する調査について	平成26年1月23日 会 計 課
--------------------	----------------------------	---------------------

1 調査の概要

(1) 実施機関

総務省行政評価局及びその地方支分部局

(2) 対象機関

全府省

(3) 目的

国が締結する契約における競争性の確保、共同調達等の推進等を図る観点から、役務契約を中心として、各府省の契約における競争性の確保のための取組状況、共同調達等の実施状況、第三者機関による契約の監視の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資すること。

(4) 実施期間

平成24年12月～26年1月

2 調査結果

全府省に対するものも含めた国家公安委員会（警察庁）に対する勧告事項は、次のとおり（詳細は別紙）。

- ・ 実質的な競争性の確保のための見直しの推進
- ・ 適切な予定価格の設定
- ・ 低入札価格調査の適正な実施
- ・ 再委託等に係る手続の適正化の推進
- ・ 効率的かつ効果的な共同調達等の実施
- ・ 第三者機関の運営方法等の改善

3 対応方針

総務省から当該勧告を踏まえて講じた改善措置について、半年後の報告を求められるところ、全部局に対して調査結果を周知させるとともに、必要な改善措置を講じる。また、改善措置の実施状況について、警察庁による会計監査において確認を行っていく。

4 今後の予定

1月28日 各行政機関に対する勧告の実施、調査結果の公表

※ 別紙省略

1 概要

- 懲戒処分者数は389人（-69人（前年比。以下同じ。））。
- 懲戒処分の種類のうち、免職は35人（-27人）、停職は99人（-29人）、減給は178人（+6人）、戒告は77人（-19人）。
- 行為責任による処分者のうち、業務上は161人（-14人）、私行上は228人（-49人）。
- 逮捕者数は86人（-7人）。

2 懲戒処分者数の推移

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
25年	35	99	178	77	389(0)
24年	62	128	172	96(6)	458(6)
23年	45	83	123(1)	116(19)	367(20)
22年	47	71	136(10)	131(25)	385(35)
21年	40	48	82(7)	72(10)	242(17)
20年	29	45	103(1)	75(4)	252(5)
19年	41	39	110(5)	113(13)	303(18)
18年	31	68	139(3)	123(20)	361(23)
17年	40	52	113(1)	136(14)	341(15)
16年	36	70	242(2)	140(8)	488(10)
15年	35	87	176(6)	134(12)	432(18)
14年	59	79	229(16)	201(22)	568(38)
13年	38	79	173(6)	196(35)	486(41)
12年	57	75	185(32)	208(52)	546(84)

注1：()内は監督責任による処分者数を内数で示す。

2：12年の合計欄数値は、論旨免職（12年6月14日以降運用を停止し、13年4月6日に廃止。）の21人を加えたもの。

3 事由別処分者数

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等	2	7	14	7	30
被疑者事故等		3	3	5	11
情報管理・取扱不適切					0
職権濫用・収賄供応等	5	3	2	1	11
犯人隠避等			2	2	4
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等	2	10	28	7	47
物品管理不適切等			2	3	5
その他の勤務規律違反等		4	12	12	28
暴行・傷害等	2	3	17	5	27
窃盗・詐欺・横領等	10	33	29	1	73
交通事故・違反	6	11	1	18	36
異性関係	7	24	67	14	112
その他の法令違反等	1	1	1	2	5
監督責任					0
計	35	99	178	77	389

1 趣旨

監察に関する規則に基づき、平成26年度に警察庁が行う監察の実施計画を作成したものの。

2 計画の作成に当たっての基本方針

- (1) 四半期ごとに、警察庁長官及び各管区警察局長が全ての都道府県警察を対象として行う「全国統一実施項目」と各管区警察局長等がそれぞれの管区内府県警察等を対象として行う「独自実施項目」を設定する。
- (2) 実施項目の設定に当たっては、非違事案、特に業務上の非違事案の未然防止に配慮する。

3 計画の内容

平成26年度監察実施計画の内容は、別紙のとおりである。このうち全国統一実施項目は、次のとおり。

- (1) 第1四半期
 - 警察情報システム等における情報の取扱状況
- (2) 第2四半期
 - サイバー犯罪対処能力の強化等の推進状況
- (3) 第3四半期
 - 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応状況
- (4) 第4四半期
 - 証拠物件の保管管理の徹底状況及び適正捜査の徹底状況

4 監察部門と業務主管部門との連携

- (1) 監察部門と業務主管部門は、四半期ごとに開催する管区警察局との検討会等を通じて、実施結果に基づく問題意識の共有、次期の実施項目の具体的着眼点についての意思統一等を図る。
- (2) 業務主管部門は、非違事案の発生状況、監察実施結果等を踏まえ、都道府県警察に対する業務指導の徹底を図る。
- (3) 監察部門は、監察実施計画に定める監察のほか、適時に随時監察を行い、非違事案の未然防止を図る。

公安委員会	立ち直り支援 ボランティア・リーダーシップ	平成26年 1月23日
説明資料No. 8	研修会の開催について	少年課

1 開催目的

少年警察ボランティアのリーダーが、非行少年の立ち直り支援について一層理解を深めることにより、各地域において他のボランティアを牽引して自主的かつ効率的な立ち直り支援活動を展開し、もって、全国的な立ち直り支援活動の底上げを図ることを目的とする。

※主催～警察庁 協力～公益社団法人全国少年警察ボランティア協会
 ※本研修会は平成24年度から実施しており、今回で2回目。

2 開催日時

平成26年 1月29日（水）午後1時から午後5時までの間

3 開催場所

東京都千代田区 グランドアーク半蔵門 4階「富士東の間」

4 出席者（145名）

- (1) 各都道府県の少年警察ボランティア（大学生ボランティアを含む。）
- (2) 各都道府県警察の少年育成担当の警察職員

5 開催内容

(1) 基調講演

元継続補導少年とその母親による講演 テーマ「心の声を聴いて!!」
 過去に非行問題があり警察による継続補導を実施した結果、現在は会社員として更生した竹下宏子氏（仮名）とその母親により、当時の心境や警察・ボランティアへの期待等について講演。

(2) パネルディスカッション

パネリストによる活動の事例発表のほか、効果的な立ち直り支援活動の在り方等について討論を行う。

○ コーディネーター

専修大学人間科学部心理学科教授 村松 励

○ パネリスト

少年警察ボランティア（石川県、岡山県、埼玉県）

警察職員（佐賀県：警察庁指定広域技能指導官）

※ 少年警察ボランティア

警察では、平成25年4月現在、全国で「少年補導員」約5万2,000人、「少年警察協助力員」約300人、「少年指導委員」約6,700人を委嘱しており、協力して街頭補導活動、立ち直り支援活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。

公安委員会 説明資料No. 9	情報セキュリティ政策会議 第38回会合の開催について	平成26年1月23日 情報技術犯罪対策課 警備情報企画管理課 情報技術解析課
--------------------	-------------------------------	---

1 情報セキュリティ政策会議

平成17年5月、IT戦略本部決定により、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、戦略本部の下に設置。

議長：内閣官房長官

議長代理：情報通信技術（IT）政策担当大臣

構成員：国家公安委員会委員長、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣及び有識者7名

2 開催日

平成26年1月23日（木）8時30分～9時30分 於 総理大臣官邸4階大会議室

3 議題

(1) 決定事項

○ 「サイバーセキュリティの日（案）」について

情報セキュリティ月間の趣旨を広く国民に啓発すること等を目的に新設するもの

○ サイバーセキュリティ政策の評価等について

サイバーセキュリティ政策に係る年次報告の策定に係る評価方針を改訂するもの

(2) 討議事項

○ 「情報セキュリティ人材育成プログラム」の改訂の方向性について

情報セキュリティを取り巻く最新の状況を踏まえ、同プログラムの改訂の方向性について討議するもの

○ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（案）」の検討状況について

新たな脅威・技術への対応等を目的に行われる統一基準群の改定の検討状況について討議するもの

○ 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画（案）」の検討状況について

現行の行動計画の課題等を踏まえた修正・補強等を目的に行われる新たな行動計画の検討状況について討議するもの

(3) 報告事項

○ NISCの機能強化に関する検討について

サイバー脅威の高度化・深刻化を受け、NISCの機能強化に向けた検討事項について報告するもの

○ 情報セキュリティ月間について

国民の情報セキュリティに関する意識を向上させるため、2月に実施予定の同月間の取組予定について報告するもの

○ 政府の情報セキュリティに関する予算案について

政府の情報セキュリティ関連施策に関して、平成25年度補正予算及び平成26年度政府予算案の状況について報告するもの

○ IT利活用セキュリティ総合戦略推進部会の開催について

IT政策担当大臣が主催する新たな有識者会議の開催について報告するもの

1 事案の概要

宅地建物取引業を営む被疑者は、

- (1) グループ会社役員等6人と共謀の上、平成23年4月から8月までの間に、被害者2人に対し、不動産売買代金又は手付名目で金銭を貸し付け、同年4月から9月までの間に、不動産買戻代金又は被害者が売買契約を解除したことによる解除金等の名目で、法定金利を超える利息相当額合計約303万円を受領し、
- (2) グループ会社役員等4人と共謀の上、平成24年9月、被害者1人に対し、不動産売買の手付名目で金銭を貸し付け、同月、被害者が売買契約を解除したことによる解除金名目で、法定金利を超える利息相当額100万円を受領し、

高金利違反の禁止を免れる行為をしたもの。

2 被疑者

東京都港区赤坂

職業 貸金業等経営 (グループ会社の実質経営者)

氏名 () (44歳)

ほか6人(グループ会社役員等)

3 罪名罰条

超高金利の禁止を免れる行為

出資法第8条第2項(10年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金(併科可))

(超高金利：同法第5条第3項(同上))

4 被害の規模等

(1) 顧客数等 (口座分析による)

- ・ 顧客数 1,541人
- ・ 貸付総額 約53億円
- ・ 利息相当総額 約22億円

(2) 利率 (逮捕事実に係るもの)

- ・ 0.7495～6.25 %/日

※ 業としての貸付の法定金利 (出資法第5条第2項：年20%
= 0.05479 %/日) の13.6倍～114倍

1 訓練の目的

サイバーテロの脅威が現実のものとなる中、サイバーテロ容疑事案発生時におけるサイバーテロ対処本部の設置、被害者と連携した現場措置、関係機関との連絡調整等について確認すること。

2 訓練実施年月日等

平成26年1月15日（水） 15時から16時半まで

3 訓練参加者

(1) 警察庁（約40名）

警察庁サイバーテロ対処本部構成員、サイバー攻撃分析センター要員、サイバーフォースセンター要員ほか関係所属員

(2) 警視庁・東京都警察情報通信部（約30名）

警視庁サイバーテロ対処本部構成員、サイバー攻撃特別捜査隊員、サイバー犯罪対策課員、サイバーフォース要員ほか関係所属員

(3) 都内所在の重要インフラ事業者（5名）

4 視察者

古屋圭司国家公安委員会委員長

5 訓練概要

重要インフラ事業者に対し、ウィルスが仕込まれた脅迫メールが送り付けられ、事務処理系情報システム全体に感染が広まり、システムが停止。

その後、インターネット上で国際テロ組織の犯行声明が発見されたため、サイバーテロに発展するおそれから、警察庁及び警視庁それぞれにサイバーテロ対処本部を設置。被害者と連携した現場措置、関係機関及び道府県警察を通じた被害拡大防止措置等を実施。

6 今後の対応

今回の訓練を通じて得られた教訓を基に、対処要領の改善等を進めるとともに、他の重要インフラ事業者と連携した訓練を継続。

公安委員会	2020年オリンピック・パラリンピック	平成26年1月23日
説明資料No. 12	東京大会開催に向けた最近の動向について	警 備 課
<p>1 大会組織委員会の設立等</p> <p>(1) 大会組織委員会の設立 平成26年1月24日（金）、森喜朗元総理大臣を会長とする大会組織委員会を設立予定。</p> <p>(2) 東京都の動き 東京都は、平成26年1月1日付けで「スポーツ振興局オリンピック・パラリンピック大会準備部」を「オリンピック・パラリンピック準備局」に改組。</p> <p>2 警察の取組</p> <p>(1) 体制</p> <p>ア 警察庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年9月12日（木）、長官官房審議官（警備局担当）を長とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会連絡室」を設置。 ・ 平成26年1月24日（金）、大会組織委員会の設立に合わせ、警備局長を長とする「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室」（警察庁準備室）に発展的改組予定。 <p>イ 警視庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年9月12日（木）、総務部参事官を長とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会警視庁連絡室」を設置。 ・ 同年11月1日（金）、副総監を長とする「オリンピック・パラリンピック競技大会警視庁準備委員会」に格上げし、同委員会の事務局を専従体制で設置。 ・ 平成26年1月24日（金）、大会組織委員会の設立に合わせ、副総監を長とする警視庁準備委員会を「オリンピック・パラリンピック競技大会警視庁総合対策委員会」と改称し、同委員会の事務局として「警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部」を新設予定。 <p>(2) これまでの主な取組 セキュリティ対策、交通対策等に関する東京都、内閣官房等関係機関との検討に参加するとともに、関係機関と合同で競技会場等関連施設に対する現地調査を順次実施中。</p> <p>3 今後の取組 この度設立される大会組織委員会や関係省庁と連携し、大会のセキュリティ計画等の策定に積極的に参画。 また、中長期的な取組も含め、警察庁準備室を中心として必要な取組について審議するなど、全国警察一体となって準備業務を強力に推進。</p>		